

世羅郡三町



第13号

2003(平成15年)  
10月10日発行

# 合併協議会だより



「新町建設計画(素案)」を確認  
「議会議員の定数及び任期の取扱い」は  
継続協議



甲山町 今高野山「憩いの森」

# 世羅郡三町合併協議会

第12回協議会を、9月9日（火）せら文化センターで開催しました。今協議会では、「保健衛生の取扱い（その2）」「社会教育関係の取扱い」「地域活動等の取扱い」「新町建設計画（その1）」等について協議しました。また、新町の名称の選定投票を行い、新町の名称について決定しました。

## 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議事
  - ① 会議録署名委員の指名
  - ② 協議事項
  - ③ 提案事項
  - ④ その他

## 会議録署名委員の指名

今協議会の署名委員は水間茂委員、蔵敷広之委員、松岡明衛委員を指名しました。

## 協議事項

■協議第11号の4  
新町の名称については投票の結果、次のおり確認されました。

「新町の名称は『世羅町』とする。」

## 協議第39号の2

### 保健衛生の取扱い（その2）について

保健衛生の取扱いについては次のおり確認しました。  
「1」ごみ収集処理関係について  
(1) ごみ収集処理関係の助成については、合併年度は3町の取扱いを承継し、合併



翌年度から次のおりとする。

- ① ごみ収集ステーション設置補助については、世羅町の例により実施する。
- ② ごみ奨励金については、地域活動助成金として再編整備し、合併年度末をもって廃止する。
- ③ 指定ごみ袋については、15ℓ・30ℓ・45ℓとし、料金については、3町の例による。
- ④ 一斉美化活動について

は、世羅町の例により実施する。

## 2 下排水処理関係について

下排水処理関係の助成については、合併年度は3町の取扱いを承継し、合併翌年度から次のおりとする。

- (1) 下排水路の掃除補助については、地域活動助成金として再編整備し、合併年度末をもって廃止する。
- (2) 合併処理浄化槽設置に対する助成については、甲山町の例による。

は、次のおり確認しました。

## 「地域活動等」については、新町において住民自治活動が、円滑に推進できるよう、次のおり支援する。

- (1) 文書配布組織については、現行のおり新町に引き継ぐ。  
また、文書配布に関する手当てについては、合併年度は現行のおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から甲山町の例を基本に統一する。
- (2) 地区コミュニティ補助金及び振興区活動補助金については、合併年度は現行のおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から世羅西町の例を基本に地域活動助成金として再編整備する。また、地域活動に関する手当てについては、合併年度は現行のおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から世羅西町の例を基本に統一する。
- (3) ごみ奨励金、下排水路の掃除補助金及びふるさとづくり補助金については、合併年度は現行のおり新

## 協議第54号 社会教育関係の取扱いについて

社会教育関係の取扱いについては、「公民館運営審議会は廃止すべきではない。」という意見や「社会教育に限らず総合的な行政機能を公民館に持たせてはどうか。」などの意見が出され継続協議することにしました。

## 協議第55号

### 地域活動等の取扱いについて

地域活動等の取扱いにつ

町に引き継ぎ、合併翌年度から地域活動助成金として再編整備し、合併年度末をもって廃止する。

(4) コミュニティ推進協議連絡会補助金及びコミュニティづくり推進協議会補助金については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から甲山町の例を基本に統一する。

(5) コミュニティ施設整備補助金及び地域集会所施設整備補助金については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から世羅町の例を基本に統一する。

(6) 地域づくり補助金については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から世羅西町の例を参考に統一する。」

## ■協議第56号

### 新町建設計画（その1）について

新町建設計画（素案）については別添のとおり確認しました。

なお、9月29日から10月8

日にかけて、この素案により、各町で住民説明会を実施しました。住民説明会での質問や意見については、第14号（11月発行）に掲載します。

## ■協議第57号

### 第13回世羅郡三町合併協議会の日程について

第13回の協議会は平成15年9月24日（水）午後1時30分からせらにしタウンセンターで開催することを確認しました。

## 提案事項

## ■協議第58号

### 協議委員の定数及び任期の取扱いについて

協議委員の定数及び任期の取扱いについては次のとおり提案しました。

「1 地方自治法第91条第7項に定める新町の協議委員

の定数は、20人とする。  
2 上記にかかわらず、3町の協議委員については、市

町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年

間、引き続き新町の協議委員として在任する。」

## ■協議第59号

### 農林水産業関係事業の取扱いについて

農林水産業関係事業の取扱いについては次のとおり提案しました。

「1 農業振興地域整備計画については、新町において新町建設計画等との整合性を図りつつ、新たに策定する。

2 認定農業者制度について  
(1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、新町において新たに策定する。  
(2) 農業経営改善計画の認定基準となる営農類型については、地域の特性に配慮し設定する。

3 農業振興の取扱いについて  
(1) 米の生産調整制度については、国の動向を踏まえて、新町において調整する。  
(2) 農業振興に関する単独町費事業については、合併年度は新町に引き継ぎ、合併

翌年度からは、平成15年度に米政策大綱により策定する「世羅郡における地域水田農業ビジョン」の内容に基づき、新町において調整する。  
(3) 中山間地域等直接支払制度については、現行のとおり新町に引き継ぐ。  
(4) 国営農地開発事業の利子補給制度については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度に世羅西町の例を参考に新たに定める。  
(5) 農業制度資金に係る利子補給制度については、現行のとおり新町に引き継ぐ。  
4 農業基盤整備事業について  
(1) 県営、団体営による継続事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。  
(2) 農地及び農業用施設災害復旧事業、小規模農業基盤整備事業の受益者負担額については、世羅町、世羅西町の例を基本に合併時に統一する。  
(3) 町単独事業については、合併年度は現行のとおり新

町に引き継ぎ、合併翌年度から甲山町の例を基本に統一する。

5 有害鳥獣対策について  
(1) 有害鳥獣駆除対策協議会については、合併時に新たに設置し、駆除班については、合併時に統一する。  
(2) 有害鳥獣被害対策助成については、甲山町の例を基本に合併時に統一する。  
(3) 駆除報奨金等については、世羅西町の例を基本に合併時に統一する。

6 畜産振興について  
(1) 酪農・肉用牛生産近代化計画については、新町において新たに策定する。  
(2) 特別導入事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。  
(3) その他各種事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

7 林業振興について  
(1) 森林整備計画については、新町において新たに策定する。  
(2) 林業振興事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

8 林業振興事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

9 林業振興事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

10 林業振興事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(3) 林業振興に係る町単独事業については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から甲山町、世羅西町の例を基本に統一する。

### 8 林道整備について

(1) 林道災害復旧事業については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から甲山町の例による。

(2) 小規模崩壊地復旧事業については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から世羅町の例による。

(3) 林道整備に係る町単独事業については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から甲山町の例による。」

### ■協議第60号

#### 交通対策の取扱いについて

交通対策の取扱いについては次のとおり提案しました。  
「1 乗合バスの運行については、住民のニーズに応じた効率的で利便性の高い交通体系となるよう、新町に

おいても関係機関と調整を図り運行路線と運行頻度の維持・充実に努める。

2 福祉バスの運行委託については、合併年度は現行のとおりとし、合併翌年度から新町全域を効率的に運行するよう再編整備する。

3 医療機関へ通院する高齢者等への運賃補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併翌年度から甲山町の例により統一する。」

### ■協議第61号

#### 定住促進対策の取扱いについて

定住促進対策の取扱いについては次のとおり提案しました。

「定住促進対策については、新町において総合的に施策を推進する。次の個人給付等については、合併年度は現行のとおり引き継ぎ、合併翌年度から総合的施策を考慮し、それぞれの現行制度を参考に、より効果的なものに再編整備する。  
1. 就労関係（転入奨励金、就労祝金）

2. 住居関係（住宅新築祝金、空き家改修等奨励金、民間賃貸住宅建設奨励金、雇用促進住宅入居者家賃補助）
3. 結婚関係（定住結婚祝金、農業後継者育成費、結婚紹介者謝金）
4. 子育て関係（誕生祝金、出産祝金、子育て祝い金）

## 第13回

# 世羅郡三町合併協議会

第13回協議会を、9月24日（水）せらにしタウンセンターで開催しました。今協議会では、「社会教育関係の取扱い」「議会議員の定数及び任期の取扱い」「農林水産業関係事業の取扱い」「交通対策の取扱い」「定住促進対策の取扱い」等について協議しました。

### 会議次第

- (1) 開会
  - (2) 会長あいさつ
  - (3) 議事
  - (4) その他
- ① 協議署名委員の指名
  - ② 協議事項
  - ③ 提案事項
  - ④ その他

### 協議事項

#### ■協議第54号の2

#### 社会教育関係の取扱いについて（継続協議）

社会教育関係の取扱いにつ

### 協議署名委員の指名

今協議会の署名委員は小川信晃委員、徳光義昭委員、井上忠則委員を指名しました。



いては、前回の協議を踏まえ、一部修正（「公民館運営審議会については合併時に廃止する。」を「公民館運営審議会については、新町において新たに設置する。」に修正）したうえで再提案しました。また社会教育に限らず総合的な行政機能を公民館に持たせてはどうかという意見については、新町での検討課題とすることで次のとおり確認しました。

## 提案事項

### ■協議第63号

**農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて**

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては次のとおり提案しました。

〔1〕 農業委員会については、合併時に統合する。

〔2〕 選挙による委員の定数は28人とする。

〔3〕 農業委員会の選挙については3の選挙区を設定する。

〔4〕 〔2〕、〔3〕にかかわらず、3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。〕

いについては提案どおり確認しました。（提案内容については3頁に掲載。）

### ■協議第60号

**交通対策の取扱いについて**

交通対策の取扱いについては提案どおり確認しました。（提案内容については、4頁に掲載。）

### ■協議第61号

**定住促進対策の取扱いについて**

定住促進対策の取扱いについては提案どおり確認しました。（提案内容については4頁に掲載。）

### ■協議第62号

**第14回世羅郡三町合併協議会の日程について**

第14回の協議会は平成15年10月22日（水）午前10時から甲山町農村環境改善センターで開催することを確認しました。

〔3〕 スポーツ振興審議会については、新町において新たに設置する。

4 文化、図書館事業について

〔1〕 指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

〔2〕 文化財保護委員会については、新町において新たに設置する。

〔3〕 図書館の運営等については、住民の利便性を考慮し、新町において調整する。〕

### ■協議第58号

**議会議員の定数及び任期の取扱いについて**

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、継続協議することになりました。（協議内容については8頁に掲載しています。）

### ■協議第59号

**農林水産業関係事業の取扱いについて**

農林水産業関係事業の取扱

〔3〕 公民館事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。内容等については、効率よく実施するため新町において調整する。

3 体育関係事業について

〔1〕 体育関係事業については、引き続き振興を図り、効率的な運営が行われるよう、新町において調整する。

〔2〕 体育指導委員については、新町において新たに設置する。

〔3〕 図書館の運営等については、住民の利便性を考慮し、新町において調整する。〕



「社会教育については、町

民が生涯を通して生きがいを持つて生活できるよう、いつでも、だれでも、どこでも自由に学習機会が得られるよう生涯学習推進体制の整備と充実を図る。

1 社会教育関係事業について

〔1〕 社会教育における各種行事、生涯学習講座及び文化事業については、引き続き振興を図り効果的な運営が行われるよう、新町において調整する。

〔2〕 社会教育委員については、新町において新たに設置する。

2 公民館について

〔1〕 公民館の運営体制等については、公民館を地域における学習・交流の拠点として、地域に根ざした活動が一層展開できるように新町において統一する。

〔2〕 公民館運営審議会については、新町において新たに設置する。

# 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

## 提案内容

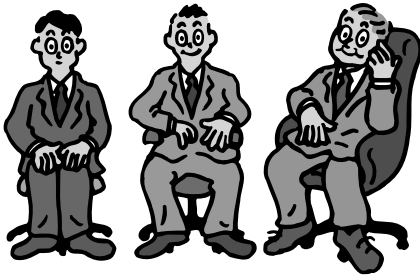
- 1 地方自治法第91条第7項に定める新町の議会議員の定数は、20人とする。
- 2 上記にかかわらず、3町の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新町の議会議員として在任する。

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、上記の内容で提案していますが、次のような様々な意見が委員からあり継続協議することにしました。

なお、「この項目については、当事者の議員のいる前で協議するのは難しいので学識経験者のみで構成する小委員会を設置してはどうか。」という委員からの提案がありましたが、「議員の意見も聴きたい。住民の関心も高いので、公開の場である協議会で協議すべきだ。」という意見が多数あり、今協議会で活発な協議が行われました。

## 《定数について》

- ・ 「人口1万人以上2万人未満の町村の議員定数は22人以内」と法律で定められている。世羅郡の人口はほぼ2万人なので、新町の議員定数は法定数の上限22人でよいと思う。
- ・ 現在3町あわせて40人の議員を、合併してすぐ20人にするのは変化が大きすぎる。少数精鋭という考え方もあるが、多方面からチェックするという視点からいうと定数は上限の22人が良いと思う。
- ・ 議員が本来の議会活動に専念できる体制があれば、定数は少なくとも良い。そのためには、報酬等もしかるべき額を出しても良いと思う。
- ・ 1期目の定数は20人でよいと思うが、2期目から18人でよいのではないか。



## 《特例の適用について》

- ・ 現在の議員はあくまで旧町で選挙された議員であって、新町で住民によって選挙された議員ではないので、合併時に町長選挙と同時に設置選挙をするべきだ。
- ・ 合併の目的の一つであるコスト削減という観点から考えた場合、議員報酬などが余分にかかる在任特例や定数特例は使わないで、すぐ設置選挙をするべきだ。
- ・ 地域の意見を行政に反映させる役割という視点から言うと、1年間は在任特例を適用し、各地域の事情を知った議員に、しっかりお互いの地域の理解と交流を深めてほしい。
- ・ 1年間の在任特例では、新町予算から決算までしっかりチェックすることができないので、少なくとも1年半の在任特例を適用するべきだ。
- ・ 新町発足時は、新町の基礎を作る大事な時期なので、最初の選挙では定数特例を適用して30人程度とし、2期目から20人程度の定数にすればよいと思う。

## 《選挙区について》

- ・ 最初から全町で選挙では、地域間に議員数の格差が生じる可能性があるため、最初は選挙区を設け、地域間のバランスをとるべきだ。
- ・ これからは、地域代表としての議員ではなく、新町全体を考えられる議員であるべきであり、選挙区を設けず、設置選挙を合併時に行うべきだ。





## 議会議員の定数及び任期について

新設合併となる世羅郡3町の議会議員は、原則として合併時に失職し、新町において新たに定数を定め、50日以内に設置選挙が行われることとなります。

しかし、合併特例法では、議会議員の定数や任期に関する特例を定めており、それらを適用することもできます。

### 議会議員の定数は？

市町村の議会の議員は、次の区分に応じ、定めることとなっており、世羅郡3町の場合、合併後の人口は19,690人（平成12年国勢調査）で、議員の定数は22人以内となります。

- |   |                                     |        |
|---|-------------------------------------|--------|
| 1 | 人口 2,000 未満の町村                      | 12 人以内 |
| 2 | 人口 2,000 以上 5,000 未満の町村             | 14 人以内 |
| 3 | 人口 5,000 以上 10,000 未満の町村            | 18 人以内 |
| 4 | 人口 10,000 以上 20,000 未満の町村           | 22 人以内 |
| 5 | 人口 50,000 未満の市及び<br>人口 20,000 以上の町村 | 26 人以内 |

### 現在の世羅郡3町の議員数

甲山町	14人
世羅町	14人
世羅西町	12人
合計	40人

### 定数特例とは？

設置選挙において、法定数の2倍まで議員を設置できます。

（世羅郡3町の場合、最大44人）

合併時の設置選挙 任期 4年	2期目以降
44人（22人×2倍）以内	22人以内

### 在任特例とは？

合併から最大で2年間、3町の現職議員が在任できます。

合併後2年以内	2期目以降
3町の議会議員が全員在任 40人	22人以内

### 選挙区は？

町議会の議員については、原則として全町1区で選挙を行うことになっていますが、特に必要な場合は選挙区を設けることができます。

### 幹事会体制が 変わりました

- 幹事長 金尾 則満（世羅町助役）
- 副幹事長 宮川 哲二（甲山町助役）
- 副幹事長 今田 憲司（世羅西町助役）
- 幹事 松尾 健史（甲山町教育長）
- 幹事 小池 和馬（世羅町教育長）
- 幹事 溝上 義寿（世羅西町教育長）
- 幹事 黒木 和昭（甲山町総務課長）
- 幹事 越本 巡（世羅町総務課長）
- 幹事 久保 正道  
（世羅西町総務課長）
- 幹事 下久保徹巳  
（甲山町企画定住推進課長）
- 幹事 重田 善吉  
（世羅町企画調整室長）
- 幹事 和田 敬治  
（世羅西町企画課長）



# 合併協定項目

## 協議状況

項目	提案	確認
① 合併の方式	H14 10/16	H14 11/25
② 合併の期日	H14 11/25	H14 12/25
③ 新町の名称	H14 11/25 <small>(小委員会設置)</small>	H14 12/25 <small>(小委員会設置)</small>
	H15 7/23	H15 9/9
④ 新町の事務所の位置	H14 11/25 <small>(小委員会設置)</small>	H14 12/25 <small>(小委員会設置)</small>
	H15 4/16	H15 7/23
⑤ 町、字の区域及び名称の取扱い	H14 12/25	H15 1/29
⑥ 財産及び債務の取扱い	H14 12/25	H15 2/26
⑦ 町の慣行の取扱い	H14 12/25	H15 1/29
⑧ 事務機構及び組織		
⑨ 条例、規則の取扱い	H15 7/23	H15 8/25
⑩ 議会議員の定数及び任期の取扱い	H15 9/9	
⑪ 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	H15 9/24	
⑫ 地方税の取扱い	H15 4/16	H15 5/28
⑬ 一般職員の身分の取扱い		
⑭ 特別職の身分の取扱い	H15 7/23	H15 8/25
	H15 2/26 <small>(一部)</small>	H15 3/26 <small>(一部)</small>
⑮ 一部事務組合等の取扱い	H15 6/25	H15 7/23
⑯ 使用料、手数料等の取扱い	H15 7/23	H15 8/25
⑰ 公共的団体等の取扱い	H15 5/28	H15 6/25
⑱ 各種団体への補助金、交付金等の取扱い	H15 6/25	H15 7/23
⑲ 国民健康保険事業の取扱い	H15 1/29	H15 2/26
⑳ 介護保険事業の取扱い	H15 4/16	H15 5/28
㉑ 消防の取扱い	H15 6/25	H15 7/23
㉒ 電算システム事業の取扱い	H15 1/29	H15 2/26
㉓ 各種福祉制度の取扱い	H15 3/26	H15 4/16
㉔ 水道(簡易水道)事業の取扱い	H15 2/26	H15 3/26
㉕ 下水道事業の取扱い	H15 2/26	H15 3/26
㉖ 町立学校の通学区域の取扱い	H15 1/29	H15 2/26
㉗ 広報広聴関係事業の取扱い	H14 12/25	H15 1/29
㉘ 納税関係の取扱い	H15 4/16	H15 5/28
㉙ 防災関係の取扱い	H15 3/26	H15 4/16
	H15 5/28 <small>(一部)</small>	H15 6/25 <small>(一部)</small>
㉚ 保健衛生の取扱い	H15 8/25	H15 9/9
㉛ 公の施設の取扱い	H15 4/16	H15 5/28
㉜ 人権対策の取扱い	H15 5/28	H15 6/25
㉝ 農林水産業関係事業の取扱い	H15 9/9	H15 9/24
㉞ 商工観光関係事業の取扱い	H15 5/28	H15 6/25
㉟ 建設関係事業の取扱い	H15 5/28	H15 6/25
㊱ 学校教育関係の取扱い	H15 7/23	H15 8/25
㊲ 社会教育関係の取扱い	H15 8/25	H15 9/24
㊳ 社会福祉協議会の取扱い	H15 3/26	H15 4/16
㊴ その他の行政サービスに係る各種取扱い		
㊴-1 地域活動等の取扱い	H15 8/25	H15 9/9
㊴-2 定住促進対策の取扱い	H15 9/9	H15 9/24
㊴-3 交通対策の取扱い	H15 9/9	H15 9/24
	H14 10/16 <small>(策定方針)</small>	H14 10/16 <small>(策定方針)</small>
㊵ 新町建設計画	H15 8/25 <small>(素案)</small>	H15 9/9 <small>(素案)</small>
	<small>(原案)</small>	<small>(原案)</small>

### 第14回合併協議会 開催日程について

**日時** 平成 15 年 10 月 22 日 (水)  
午前 10 時 00 分

**場所** 甲山町農村環境改善センター

・協議会は傍聴できます  
(会場の都合により人数が制限される場合があります。)

### 協議会の動き

9 月

- 4 日 第 16 回総務企画部会
- 5 日 第 15 回産業部会
- 5 日 第 13 回教育文化部会
- 9 日 第 12 回世羅郡三町合併協議会
- 11 日 第 14 回幹事会
- 24 日 第 13 回世羅郡三町合併協議会
- 29 日 第 13 回福祉生活環境部会
- 30 日 第 13 回建設部会

### ホームページのご案内

委員の意見や質問など、協議内容の詳細についてはホームページへ会議録を掲載しておりますので、こちらもぜひご覧ください。(掲載まで 1 カ月程度かかります。)

●ホームページアドレス●

<http://www.serakougen.ne.jp/gappei/index.html>

### 表紙写真のご紹介

#### 今高野山「憩いの森」

今高野山「憩いの森」にある神の池と神の橋。四季折々の自然に彩られた景観には、千古の歴史を感じさせる風情が漂います。特に秋の紅葉は、みごとで多くの行楽客が訪れます。また、「憩いの森」には、ハイキングコースも整備されており、山頂には甲山町の観光シンボルとして建設された中世山城風の古城山展望台があり、眼下には世羅・甲山の市街地が広がります。

平成 15 年 10 月 10 日

■発行：世羅郡三町合併協議会 ■編集：世羅郡三町合併協議会事務局  
〒722-1121 世羅郡甲山町大字西上原 124-2 ☎0847-25-5141 ☎0847-22-5921  
ホームページアドレス：<http://www.serakougen.ne.jp/gappei/index.html>